(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月24日

(あて先) 旭川市長

提出者

住 所 旭川市本町3丁目437番239氏 名 タカハタ建設株式会社 代表取締役社長 谷地元 憲次 電話番号 0166-51-0171

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業場の名称	タカハタ建設株式会社
事	業場の所在地	旭川市本町3丁目437番239
計	画 期 間	令和 4年 4月 1日~令和 5年 3月31日
当記	亥事業場において現に行	っている事業に関する事項
	①事業の種類	一般土木建築工事業
	②事業の規模	完成工事高 4,540,525千円
	③ 従 業 員 数	8 1 名
	④産業廃棄物の一連 の処理の工程	当該処理を委託 (収集、運搬、処分)

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図) ◎ 統括責任者 取締役 土木部長 ◎ 管理担当者 執行役員 土木部長 ◎ 現場担当者 各現場代理人 ・産業廃棄物方針の策定 統括責任者 ・産業廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認 管理担当者 ・産業廃棄物処理計画の作成、改善策の検討 ・処理業者、再生利用業者の調査及び管理 ・社員に対する教育、啓発、その他関連事項 現場担当者 ・関係官庁への各種報告 ・関連会社に対する教育、啓発 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 【前年度(令和4年度)実績】 産業廃棄物の種類 \mathbb{H} 量 t t ① 現状 (これまでに実施した取組) (別紙のとおり) ① 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令 その他の規則を遵守する。 ② 産業廃棄物の削減に努めることはもちろん、処理業者に 委託する場合は収集運搬から処分に至るまで確認し管理 する。 【目標】 産業廃棄物の種類 排 出 量 t t ② 計画 (今後実施する予定の取組) (別紙のとおり) ① 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令 その他の規則を遵守する。 ② 産業廃棄物の削減に努めることはもちろん、処理業者に 委託する場合は収集運搬から処分に至るまで確認し管理 する 産業廃棄物の分別に関する事項 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ① 工程ごとに発生した物を種別ごとに管理して適切に処理する。 ①現状 (今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ②計画 ① 工程ごとに発生した物を種別ごとに管理して適切に処理する。

<u>н</u> > / >	・女米学女性でエル	- 利用)と明まっます										
目ら行り	産業廃棄物の再生	利用に関する事項										
		【前年度(令和4年度)	実績 】	T								
		産業廃棄物の種類										
		自ら再生利用を行った	t	t								
	現状	産業廃棄物の量	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	t								
		(これまでに実施した取)	組)									
		【目標】										
		産業廃棄物の種類										
		自ら再生利用を行う										
(2) *	②計画	産業廃棄物の量	t	t								
		(今後実施する予定の取組)										
自ら行う	産業廃棄物の中間	間処理に関する事項										
		【前年度(令和4年度)実績】										
		産業廃棄物の種類										
		自ら熱回収を行った										
		産業廃棄物の量	t	t								
	TH /U>	自ら中間処理により減量した		4								
	現状	産業廃棄物の量	t	t								
		(これまでに実施した取組)										
		産業廃棄物の種類										
		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t								
		自ら中間処理により減量する										
②言	一画	産業廃棄物の量	t	t								
		(今後実施する予定の取)										
			,—,									

自员	っ行う産業廃棄物の埋立	処分又は海洋投入処分に	関する事項								
		【前年度(令和4年度)	実績】								
		産業廃棄物の種類									
		自ら埋立処分又は									
	① 現状	海洋投入処分を行った	t	t							
		産業廃棄物の量	*. AD.\								
		(これまでに実施した取組)									
		【目標】									
		産業廃棄物の種類									
		自ら埋立処分又は									
	 ②計画	海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t							
		(今後実施する予定の取組)									
고도 3		囲みて東西									
生多	業廃棄物の処理の委託に関する事項										
		【前年度(令和4年度)実績】									
		産業廃棄物の種類									
		全処理委託量	t	t							
		優良認定処理業者への	t	t							
	処理委託量 再生利用業者への										
			t	t							
	① 現状	認定熱回収業者への									
	(別紙のとおり)	処理委託量	t	t							
		認定熱回収業者以外の									
		熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t							
		(これまでに実施した取り、産業廃棄物の発生		田碑にして							
		① 産業廃棄物の発生状況及び種別、処理を明確にして 記録して管理する。									
		② 発注者及び処理会社との連携を的確に行い適正処分する。									

(第5面)

		【目標】		
		産業廃棄物の種類		
		全処理委託量	t	t
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
		再生利用業者への 処理委託量	t	t
	③ 計画	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	(別紙のとおり)	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
		記録して管理す	生状況及び種別、処理を	
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請 完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ 事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
 - 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自 ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、 自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入 すること。
 - 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
 - 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
 - 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画書別表

① 現状 (2022	2年度)																					別紙
産業廃	棄物の種類	コンクリート 殻	アスファルト 殻	がれき類	ガラス陶器類	廃プラ	金属くず	混合(安定型)	石綿(安定型)	汚泥	紙くず	木くず	繊維くず	石膏ボード	混合物 (管理型)	水銀 使用製品	廃石綿等	伐採·伐根	廃油 (ルーフィン グ)	廃油(灯油)	安定器	ジェット ファイバー
産業廃棄物の排出の 印制に関する事項	排出量(t)	2582.07	1219.36	36.65	1.92	15.11	79.99	7.32	8.51	0.64	12.99	228.57	0.39	8.46	1.43	0.00	0.29	299.46	0.00	2.05	0.00	0.00
自ら行う産業廃棄物の 再生利用に関する事項	自ら再生利用を行った産業 廃棄物の量(t)																					
自ら行う産業廃棄物の	自ら熱回収を行った産業廃 棄物の量(t)																					
中間処理に関する事項	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量(t)																					
自ら行う産業廃棄物の 埋立処分又は海洋投 入処分に関する事項																						
	全処理委託量(t)	2582.07	1219.36	36.65	1.92	15.11	79.99	7.32	7.32	0.64	12.99	228.57	0.39	8.46	1.43	0.00	0.29	299.46	0.00	2.05	0.00	0.00
	優良認定処理業者へ の処理委託量(t)																					
産業廃棄物の処理の 委託に関する事項	再生利用業者への処 理委託量(t)	2572.15	1219.36				79.42				0.09	226.63										
	認定熱回収業者への 処理委託量(t)																					
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者へ の処理委託量(t)																					

② 計画 (2023年度)

産業廃	薬物の種類	コンクリート 殻	アスファルト 設	がれき類	ガラス陶器類	廃プラ	金属くず	混合(安定型)	石綿(安定型)	汚泥	紙くず	木くず	繊維くず	石膏ボード	混合物 (管理型)	水銀 使用製品	廃石綿等	伐採·伐根	廃油 (ルーフィン グ)	廃油(灯油)	安定器	ジェット ファイバー
産業廃棄物の排出の 抑制に関する事項	排出量(t)	5000.00	80.00	150.00	5.00	50.00	5.00	2.00	10.00	10.00	5.00	150.00	5.00	30.00	5.00	0.00	5.00	10.00	0.00	0.00	0.00	0.00
自ら行う産業廃棄物の 再生利用に関する事項	自ら再生利用を行った産業 廃棄物の量(t)																					
自ら行う産業廃棄物の	自ら熱回収を行った産業廃 棄物の量(t)																					
中間処理に関する事項	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量(t)																					
自ら行う産業廃棄物の 埋立処分又は海洋投 入処分に関する事項																						
	全処理委託量(t)																					
	優良認定処理業者へ の処理委託量(t)																					
産業廃棄物の処理の 委託に関する事項	再生利用業者への処 理委託量(t)	5000.00	80.00				5.00				5.00	150.00										
	認定熱回収業者への 処理委託量(t)																					
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者へ の処理委託量(t)																					

[※] 廃棄物の種類は、排出する種類に応じ、適宜修正し記載してください。